

特別養護老人ホーム七川荘

① 基本料金

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,470円	6,140円	6,820円	7,490円	8,140円
多床室	5,470円	6,140円	6,820円	7,490円	8,140円

② 加算料金

加算の種類	加算の内容	加算額（日額）
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヵ月以上の入院後再び入所した場合30日間加算。	300円
入院・外泊時費用	利用者が入院及び外泊の場合の6日間を限度として加算（ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）	2,460円
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	(1)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、要介護4・5の者が70%以上 (2)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者が65%以上 (3)経管栄養や喀痰吸引等が必要な者の割合が15%以上 (1)から(3)までのいずれかに該当する事 介護福祉士の数が常勤換算で6:1以上の配置	360円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。	180円
看護体制加算（Ⅰ） イ	常勤の看護師を一名以上配置している場合。	60円
看護体制加算（Ⅱ） イ	看護職員を常勤換算方法で3名以上配置している場合。	130円
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）ロ	厚生労働大臣が定める夜勤勤務の基準を満たした場合。定員30人又和51人以上である場合。	130円
看取り介護加算	利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針の策定等の要件を満たす場合、医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取りの介護を行った場合に、死亡前30日を限度として加算。	死亡日以前4日以上30日以下 1,440円 死亡日前日及び前々日 6,800円 死亡日 12,800円
若年性認知症入所者受け入れ加算	若年性認知症入所者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に加算。	1,200円

介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して介護職員の賃金の改善を実施してものとして市町村に届け出ている事業所が加算。	介護サービス費の8.3%を加算
------------	--	-----------------

上記料金の合計の1割または2割の負担となります。

(2) 介護保険給付サービス以外に係るその他費用の内訳については次のとおりです。

① 居住に要する費用

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居住費をご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

区 分	基準費用額	負担限度額		
		第3段階	第2段階	第1段階
従来型個室	第4段階 1, 150円	820円	420円	320円
多床室	840円	370円	370円	0円

② 食事の提供に要する費用

入居者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。実費相当額を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

食費	基準費用額	負担限度額		
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
	1, 380円	650円	390円	300円

③ その他の費用

日常生活品費	実費	理容代金	実費
レクリエーション行事	実費	栄養補助食品費	実費
お茶・お菓子代	1日につき50円	特別な食事	実費

④ 介護保険負担限度額認定適用基準

課税非課税とは市町村民税の課税非課税となります。

区 分	摘 要 基 準
第1段階	被保護者、世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯非課税かつ（合計所得＋課税年金）が年間80万円以下
第3段階	世帯非課税で第2段階以外
第4段階	世帯課税または本人課税 ・ 低所得者対策なし